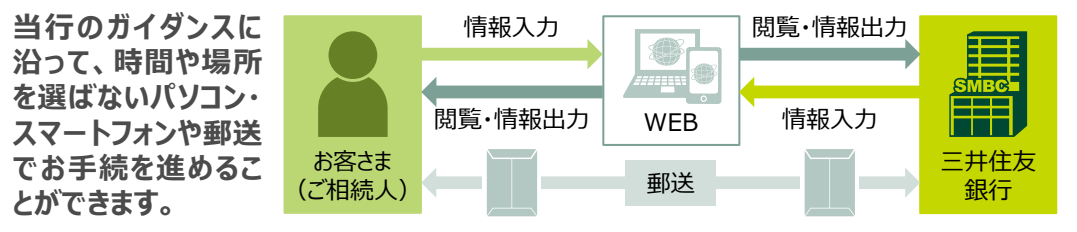


# 相続手続 - お手続の流れ -

## らくらくサービス



### サービスの進捗

	① WEB入力 (2回)	② 戸籍謄本収集 委任状送付	③ 委任契約	④ 財産調査	⑤ 財産目録 作成	⑥ 遺産分割協議書 作成	⑦ 換金 不動産登記	⑧ 終了報告書 作成	⑨ 分配金振込
<b>お客さま</b>	【1回目】 代表相続人、 被相続人情報  【2回目】 その他相続人情報、 代表相続人の 当行口座番号、 被相続人の財産 情報	<b>謄本収集費用</b> 40,000円～ 60,000円 (税込)  《2》 到着書類の記入、 当行提携司法書士 へ送付  《3》 収集完了後、 謄本収集費用を 支払	<b>基本報酬</b> 385,000円 (税込)  【2】 委任契約書の受領、 署名捺印の上返送 <b>※印鑑登録証明書 2通を同封</b> <b>※代表相続人は被 相続人の通帳等・ 権利証も同封</b>		《2》 財産目録を受領・ WEB確認  《3》 財産目録を参照し、 相続人皆さまで 遺産分割協議	【1】 代表相続人が 配分内容を WEB画面に入力  【3】 各相続人が遺産分 割協議書に署名捺 印し、代表相続人 が返送		<b>登記費用実費</b>  【2】 終了報告書を受領・ WEB確認	<b>【該当の場合】 オプション料</b>
<b>銀行</b>	1回目入力後、 代表相続人へ 架電確認	《1》 戸籍謄本収集 委任状を代表 相続人へ郵送   《2》	<b>本人限定受取郵便</b>  【1】 各相続人へ 委任契約書を郵送 【3】 代表相続人指定の 口座から基本報酬 引き落とし	WEB入力済の 財産情報等をもとに、 各金融機関へ残高 証明書発行を依頼  調査に約2ヵ月	《1》 財産目録を作成後、 郵送・WEB掲載  【2】 文書化した 遺産分割協議書を 代表相続人へ郵送	各金融機関へ 換金手続を依頼 <b>換金に約1～2ヵ月</b>  不動産登記手続を 司法書士へ依頼	【1】 各相続人へ 終了報告書を 郵送・WEB掲載  【3】 登記費用 (実費) を分配金から引き落 とし	各相続人指定の 口座へ分配金を 振込  <b>【該当の場合】 オプション料を分配金 から引き落とし</b>	
<b>司法書士</b>		<b>戸籍収集に 約1ヵ月半</b>				<b>不動産登記に 約2ヵ月</b>			